

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を申立期間①については2万1,000円、申立期間②については3万円、申立期間③については41万2,000円、申立期間④については27万5,000円、申立期間⑤については3万円、申立期間⑥については47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、54万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の17万7,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額（54万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間⑦の標準賞与額に係る記録を、54万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（17万7,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月28日
② 平成17年10月20日

- ③ 平成 17 年 12 月 19 日
- ④ 平成 18 年 6 月 28 日
- ⑤ 平成 18 年 10 月 26 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 20 日

私が A 社に勤務していた時に支給された賞与のうち、平成 17 年 6 月から 18 年 12 月までに支給された 6 回の賞与については、年金記録（標準賞与額）から漏れており、19 年 12 月の標準賞与額は支給された金額と相違しているため、訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、A 社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、申立人が所持する給与支払明細書から確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 17 年 6 月 28 日の記録を 2 万 1,000 円、同年 10 月 20 日の記録を 3 万円、同年 12 月 19 日の記録を 41 万 2,000 円、18 年 6 月 28 日の記録を 27 万 5,000 円、同年 10 月 26 日の記録を 3 万円、同年 12 月 20 日の記録を 47 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑥までに係る各厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間当時に事務手続を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑥までの各標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑦の標準賞与額については、オンライン記録によれば、当初、17 万 7,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 4 日に 54 万 2,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（54 万 2,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（17 万 7,000 円）となっている。

しかしながら、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間⑦において、A 社の事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（54 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与

額については、54万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑦に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時に事務手続を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 3 日

A社から平成16年12月に賞与の支払を受けているが、ねんきん定期便にその記録が無かった。預金通帳上、同年12月3日に同社から振り込まれた記録があり、賞与が支払われたのは確かなので、申立期間について賞与の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、A社から提出された「2004年度支給一覧」及び同社からの回答により、申立人は、平成16年12月3日において、事業主から130万円の賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（130万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月1日から45年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年8月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を同年8月から43年9月までは2万4,000円、同年10月から45年3月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月又は同年10月から45年4月1日まで

私は、B社（現在は、C社）内にあったA社に昭和41年9月又は同年10月頃から46年7月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社における資格取得日は45年4月1日となっており、41年9月から45年3月までは未加入となっていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社した際に、当該事業所で前任者と一緒に勤務し、仕事を教えてもらったとしているところ、当該前任者は、具体的な期間は不明であるが申立人と一緒に勤務し、自身は昭和42年10月頃退職したとしている。

また、当該前任者の退職後に当該事業所で受付業務をしていたと考えられる被保険者が2名いるところ、そのうち1名は、昭和44年4月に当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、その者は、「申立人は、私より2年半ほど前から勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人が自身とほぼ同時期に入社したとしている者は、昭和

42年8月1日に当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

これらの事情を踏まえると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったとは考え難い。

したがって、申立人は、A社に昭和42年8月1日から継続して勤務し、同日から45年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が自身とほぼ同時期に入社したとする同僚の記録から、昭和42年8月から43年9月までは2万4,000円、同年10月から45年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社では、A社における申立期間当時の資料は無いとしており、確認することができないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和45年4月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年9月又は同年10月から42年8月1日までの期間については、C社では、申立期間当時の資料は無く在籍期間は不明であるとしている上、ほかに申立人が当該事業所に入社した時期を特定できる資料等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和41年9月又は同年10月から42年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社のB工場にて工場長として勤務していたところ、平成9年7月1日付けで同社のB工場からC工場に所属の異動があった。

その際に、A社の当時の事務担当者が、私の同社B工場における厚生年金保険の資格喪失日を平成9年7月1日と届け出るべきところ、誤って同年6月30日と届け出たことにより、申立期間は未加入となっている。

A社B工場における厚生年金保険の資格喪失日を平成9年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社のD工場から提出された労働者名簿及び同社の回答により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社のB工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における平成9年5月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務を履行していたか否かについては、A社のD工場は、申立人に係る同社B工場

の資格喪失日を平成9年7月1日として届け出るべきところを、同年6月30日と誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の3万円とされているが、申立人は、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私が、平成16年12月20日にA社から支給された賞与について、年金記録では実際に支給された賞与額よりも一桁少ない額で記録されているので、実際に支給された賞与額に基づいて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、3万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月28日に30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（3万円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳によると、申立人は、平成16年12月20日において、当該事業所の事業主から賞与の支払を受け、その

主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月12日）に申立期間に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該事業所が加入するB厚生年金基金が保管する加入員賞与標準給与支払届（平成16年12月27日受付）においても、事業所が記載する申立人の賞与額欄には実際の支給額よりも一桁少ない訂正前の金額が記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万円とされているが、申立人は、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私が、平成16年12月20日にA社から支給された賞与について、年金記録では実際に支給された賞与額よりも一桁少ない額で記録されているので、実際に支給された賞与額に基づいて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、2万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月28日に20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2万円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳によると、申立人は、平成16年12月20日において、当該事業所の事業主から賞与の支払を受け、その

主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月12日）に申立期間に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該事業所が加入するB厚生年金基金が保管する加入員賞与標準給与支払届（平成16年12月27日受付）においても、事業所が記載する申立人の賞与額欄には実際の支給額よりも一桁少ない訂正前の金額が記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、25万円とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万5,000円とされているが、申立人は、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私が、平成16年12月20日にA社から支給された賞与について、年金記録では実際に支給された賞与額よりも一桁少ない額で記録されているので、実際に支給された賞与額に基づいて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、2万5,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月28日に25万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2万5,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳によると、申立人は、平成16年12月20日において、当該事業所の事業主から賞与の支払を受け、その

主張する標準賞与額（25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年 10 月 12 日）に申立期間に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該事業所が加入する B 厚生年金基金が保管する加入員賞与標準給与支払届（平成 16 年 12 月 27 日受付）においても、事業所が記載する申立人の賞与額欄には実際の支給額よりも一桁少ない訂正前の金額が記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、16万円とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を、16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私が、平成16年12月20日にA社から支給された賞与について、年金記録では実際に支給された賞与額よりも一桁少ない額で記録されているので、実際に支給された賞与額に基づいて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、1万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月27日に16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（16万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1万6,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳によると、申立人は、平成16年12月20日において、当該事業所の事業主から賞与の支払を受け、その

主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月12日）に申立期間に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該事業所が加入するB厚生年金基金が保管する加入員賞与標準給与支払届（平成16年12月27日受付）においても、事業所が記載する申立人の賞与額欄には実際の支給額よりも一桁少ない訂正前の金額が記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を、28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私が、平成16年12月20日にA社から支給された賞与について、年金記録では実際に支給された賞与額よりも一桁少ない額で記録されているので、実際に支給された賞与額に基づいて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、2万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月28日に28万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（28万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳によると、申立人は、平成16年12月20日において、当該事業所の事業主から賞与の支払を受け、その

主張する標準賞与額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年 10 月 12 日）に申立期間に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該事業所が加入する B 厚生年金基金が保管する加入員賞与標準給与支払届（平成 16 年 12 月 27 日受付）においても、事業所が記載する申立人の賞与額欄には実際の支給額よりも一桁少ない訂正前の金額が記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、12万円とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準賞与額11万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私が、平成16年12月20日にA社から支給された賞与について、年金記録では実際に支給された賞与額よりも一桁少ない額で記録されているので、実際に支給された賞与額に基づいて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、1万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月28日に12万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（12万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1万2,000円）となっている。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社が保管する賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月12日）に申立期間に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該事業所が加入するB厚生年金基金が保管する加入員賞与標準給与支払届（平成16年12月27日受付）においても、事業所が記載する申立人の賞与額欄には実際の支給額よりも一桁少ない訂正前の金額が記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、12万円とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準賞与額11万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私が、平成16年12月20日にA社から支給された賞与について、年金記録では実際に支給された賞与額よりも一桁少ない額で記録されているので、実際に支給された賞与額に基づいて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、1万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月28日に12万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（12万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1万2,000円）となっている。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社が保管する賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月12日）に申立期間に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該事業所が加入するB厚生年金基金が保管する加入員賞与標準給与支払届（平成16年12月27日受付）においても、事業所が記載する申立人の賞与額欄には実際の支給額よりも一桁少ない訂正前の金額が記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 46 年 1 月までの期間、同年 7 月、47 年 1 月から 48 年 2 月までの期間及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から 46 年 1 月まで
② 昭和 46 年 7 月
③ 昭和 47 年 1 月から 48 年 2 月まで
④ 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 県に住んでいたが、B 県 C 市から住民票は移していなかった。母親から、昭和 45 年 9 月頃に私の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 45 年 9 月頃に申立人の国民年金への加入手続を行ったと主張するが、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の年金手帳交付年月日が 52 年 2 月 28 日と記載されている上、C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、母親が、同年 1 月 28 日に同市役所に出向き、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる記載が確認できることから、この頃に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認され、申立人は、45 年 9 月 27 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものである。

また、上記被保険者名簿の保険料納付記録欄には、申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行った昭和 52 年 1 月 28 日に、昭和 50 年度分の過年度納付書の発行を受け、同年度分の保険料を納付したことを示す記録が確認できるものの、昭和 50 年 3 月以前の国民年金加入期間は空欄となっている。

さらに、申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間①、②及び③並びに申立期間④の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続や保険料納付に関与していないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

その上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

私が20歳になった月頃に、A市役所から委託を受けた人が自宅に来て国民年金保険料の徴収の話をされ、国民年金に加入することとした。その際に付加年金について教えられたので、将来のことを考え、付加年金にも併せて加入した。翌年2月にB市へ転居した際にも、国民年金保険料に付加保険料を加えて納付してくれるよう勤務先に伝えたと記憶している。

申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得がいかないため、申立期間を付加保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月8日に払い出されており、申立人は、20歳になった月から国民年金保険料を納付している。申立人は、この国民年金への加入と併せて付加年金にも加入し、45年2月にB市に転居した際にも勤務先に付加保険料の納付を依頼したと主張するが、付加年金制度が発足したのは、同年10月からであり、申立人が国民年金に加入した時点及びB市に転居した時点では、申立人は付加年金に加入することはできない。

また、申立人は、昭和47年7月にB市からA市に再び転居し、49年12月まで同市に居住していたが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、申立人が付加年金に加入したことをうかがわせる記録は見当たらず、オンライン記録、申立人が現在居住しているC市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、国民年金に任意加入した51年10月30日に、付加年金に加入していることが確認

できる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年2月まで
平成元年12月に退職し、次の仕事に就くまでの間、A町（現在は、B市）の実家に戻っていた。その時に、私宛てに国民年金保険料の納付書が届き、その後、督促状が届いたので、同町役場窓口に行き、申立期間の保険料を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年12月に退職し、実家に戻っていた時に、国民年金保険料の納付書及び督促状が届いたので、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時に、国民年金への加入手続を行った記憶は無いと述べている上、オンライン記録、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、13年10月16日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、制度上、納付書が発行されることは無く、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に対して申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月から61年3月まで
私が学生であった申立期間について、母親から、昭和58年11月頃、A市B支所で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和58年11月頃、A市B支所において、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の11番前の記号番号の者が20歳到達時の61年12月25日に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行ったのは、同年12月以降と推認される。

また、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和61年4月1日となっているところ、申立人が大学を卒業したのは同年3月末であることから、同年4月1日に申立人が国民年金被保険者資格を取得したとされる記録に不自然さは無い。

以上のことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、納付書は発行されず、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年3月まで

大学生であった私が20歳になった月頃、母親が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと記憶している。

昭和60年3月に大学を卒業して仕事をしていたが、収入が少なかったため、父親の扶養に入り、申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった月頃、その母親が、A市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の10番前の記号番号の者が20歳到達時の昭和61年9月22日に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行ったのは、同年9月以降と推認される。

また、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和61年4月1日となっているところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年9月11日に「学生でなくなった」として国民年金の加入手続を行った旨の記載が確認できることから、同年4月1日に申立人が国民年金被保険者資格を取得したとされる記録に不自然さは無い。

以上のことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、納付書は発行されず、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を

納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで

私は、平成 10 年 7 月 1 日から A 社に勤務し、11 年 1 月 1 日に同社の子会社である B 社に異動となった。

仕事の内容及び給与支給額は両社とも変わりなかったが、B 社に異動してからの標準報酬月額が異動前と比較して 10 万円低くなっているの
で、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人が所持する銀行の取引明細表（平成 11 年 4 月 1 日から 15 年 2 月 28 日まで）及び申立期間の一部の給与明細書（平成 14 年 12 月分及び 15 年 1 月分）によると、申立期間における報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認できるものの、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、給与明細書が無い平成 11 年 1 月から 14 年 11 月までの期間については、厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料は

無く、オンライン記録の標準報酬月額に相当する額を上回る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実は確認できない。

さらに、B社では、申立期間当時の賃金台帳等は既に廃棄しているため、当時の厚生年金保険の届出状況及び保険料控除の状況等は不明と回答している。

加えて、申立人と同様にA社において平成 11 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にB社において同資格を取得している同僚 6 人のうち、B社での標準報酬月額がA社での標準報酬月額に比べて低額である者が 5 人みられ、このうち連絡の取れた 4 人に当時の給与明細書の有無等について照会したが、給与明細書を保管している同僚が確認できない。

このほか、オンライン記録において、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然さもみられず、ほかに申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2036 (事案 696 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 60 年 10 月 31 日まで
第三者委員会に申し立てたが、私が現地子会社での外地採用であり、他の社員とは異なることから、厚生年金保険には加入させていなかったため、記録の訂正は認められないとの結論であった。

申立てに係る事業所である A 社より以前に勤務していた会社 (2 社) での在籍期間の半分以上は、海外勤務をしていたが、その会社では、厚生年金保険には加入していた。

申立てに係る事業所では、私が海外要員のため厚生年金保険に加入させていなかったとしているが、本人の了解を得てしたことではなく、会社の都合で勝手にしたものと思わざるを得ない。

再調査の上、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする A 社は厚生年金保険の適用事業所であるが、同社では、申立人については現地子会社での外地採用で、他の社員とは異なる取扱いであり、厚生年金保険には加入させていなかったとしていること、ii) オンライン記録では、当該事業所の厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が無いこと、iii) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 21 年 6 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に勤務する以前の会社においては在籍期間の半分以上は海外勤務であったものの、厚生年金保険には加入していたとして再申立てをしている。

国内の企業の海外事業所又は国内の企業が海外で設立した子会社などに勤務していた者については厚生年金保険の被保険者となっている例も見られるが、A社では、「当社が海外で設立した子会社であるB社において現地採用した者については、厚生年金保険に加入させない取扱いとしていた。」としているほか、オンライン記録では、A社の厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、A社で申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、海外勤務歴のある者2人は、健康保険証の交付を受け日本国内で使用したことがあるとしているが、申立人は、健康保険証の交付を受けた記憶が無く、日本国内で入院した際には、会社が入院費用を全額負担してくれたと述べており、現地採用の者は、厚生年金保険及び健康保険について当該2人と異なる取扱いをされていたと推認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月13日から48年5月1日まで
私は、友人に誘われ、申立期間にA社の取締役兼営業主任として勤務した。同社に勤務した期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の定款から、申立人は、同社の設立発起人7人のうちの1人であったことが確認できるとともに、商業登記簿謄本から同社の取締役に就任していることが確認できるほか、当時の勤務状況等に関して詳細に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和47年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち44年6月13日から47年10月1日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主、申立人及び元同僚が社会保険関係等の経理事務を担当していたとする事業主の妻は亡くなっていることから、申立人の当時の勤務状況及び保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人を除く当該事業所の設立発起人6人のうち、4人は亡くなっており、ほかの2人に申立人の当時の勤務状況等について照会したところ、いずれも社会保険関係等の経理事務は事業主の妻が担当していたので何も分からないと回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が所持

している昭和 46 年分確定申告書に記載されている社会保険料控除額（国民年金保険料 9,000 円）は、申立人の昭和 46 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料（5,400 円）とその妻の同年 1 月から同年 8 月までの保険料（3,600 円）の合計額と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月1日から61年2月1日まで
② 昭和63年2月1日から平成元年11月1日まで
で

私は、昭和60年11月1日から平成2年11月18日まで、A社（現在は、B社）にアルバイトとして勤務していたが、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっており、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和60年、63年及び平成元年分の源泉徴収票並びに複数の同僚の証言から、申立人が各申立期間内にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①については、昭和60年11月1日に申立人と一緒に入社したとする同僚が、「入社して3か月ぐらい後に、申立人と一緒に会社から厚生年金保険の説明を受け、それから加入の手続をした。」と述べており、当該期間については、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、上記同僚を含む複数の同僚が厚生年金保険には加入しておらず、上記同僚は、「それまでアルバイトはフルタイム勤務であったが、申立期間②の頃は短期間勤務であった。フルタイム勤務から短期間勤務に変わる時に、会社から厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるという説明があった。」と述べており、ほかの同僚も、当該期間は、短期間又は短時間勤務であったと述べているほか、当該期間当時、次長職にあった者は、「アルバイトは2か月更新の短期間勤務であり、厚生

年金保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人から提出のあった昭和 63 年及び平成元年分の源泉徴収票の賃金支払額と、申立人が家計簿から抜粋したとする各年の給与総額は一致しておらず、各年の源泉徴収票には社会保険料等の金額も記載されているが、厚生年金保険料が含まれていることを特定することができない。

加えて、B社では、当時の資料は無く、申立人の在籍期間、厚生年金保険の届出及び保険料納付の有無は不明であるとしていることから、当該事業所における申立人の各申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

その上、申立人が加入していたC厚生年金基金が保管する加入員台帳の各申立期間の資格取得日及び資格喪失日の記録と、オンライン記録は一致しているほか、申立人は、各申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 26 日から平成 4 年 4 月 1 日まで
申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する昭和 62 年の議事録等の資料及び元同僚の証言により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、「当時の賃金台帳、社会保険関係等の資料は見当たらないが、議事録等の資料によると、申立人は、当社在職中はパート勤務であったため、社会保険料は控除していないと推測される。」と回答している。

また、オンライン記録によると、上記議事録等の資料及び元同僚の証言から、申立期間に申立人と同様にパート勤務であったとみられる同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

さらに、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある者に申立人の勤務状況等について照会したところ、申立人を記憶している元同僚（6人）は、申立人は、パート勤務であったと回答しており、このうち1人は、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと思うと証言している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中、国民年金第3号被保険者期間となっていることが確認できるほか、申立期間における雇用保険の加入記録も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から 33 年 3 月まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 27 年 3 月から 33 年 3 月まで、A 市の B 事業所（現在は、C 事業所）という店舗に勤務していた。退職後は、D 市に所在する事業所に 2 年間勤務した後、再び B 事業所に戻り、約 1 年間勤務したが、B 事業所で勤務した際の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶、C 事業所からの回答及び元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、「B 事業所」及び類似の名称を含む事業所を調査したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、C 事業所では、「当店は従業員が 5 人未満の個人事業所であることから、申立期間を含め現在まで厚生年金保険の適用事業所となったことは無い。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立期間及び申立期間後に B 事業所で店主をしていた 3 人に当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人は、「当時の従業員は 3、4 人であった。」と述べているほか、当該事業所の法人登記も見当たらないことから、B 事業所は申立期間において厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていなかったものと認められる。

加えて、申立人が記憶している元同僚3人に当時の厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、2人は、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険に加入していた記憶は無いと回答している。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 47 年 5 月 21 日まで

私は昭和 38 年 4 月に A 事業所に入社し勤務していたが、42 年 6 月に A 事業所が突然閉鎖し全員解雇された。それ以降、B 事業所に籍を置き、47 年まで在籍していた。

A 事業所閉鎖後、B 事業所に同じ立場で在籍していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、最後まで在籍していた私に加入記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間について、B 事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、B 事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間後も当該事業所に厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「申立人は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨証言している。

また、B 事業所における申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被扶養者氏名欄に申立人の氏名が確認でき、申立期間について、申立人は、夫の被扶養者となっている。

さらに、B 事業所の役員は、既に他界している上、社会保険関係事務を担当していたとする当該事業所の別の役員は連絡先が不明であるため、当該事業所における厚生年金保険加入の取扱い及び申立人に係る厚生年金保険料控除等を確認することができない。

なお、申立人と同様の立場で当該事業所に在籍していた同僚に厚生年金

保険の被保険者記録があることについて、複数の同僚に照会したが理由は分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月頃から 40 年 10 月頃まで
② 昭和 40 年 10 月頃から 42 年 6 月頃まで
③ 昭和 42 年 6 月頃から 45 年 8 月頃まで

申立期間①は、A 県 B 市内にあった事業所「C」又は事業所「D」に、申立期間②は、E 県 F 市内にあった事業所「G」に、申立期間③は、同市内にあった事業所「H」にそれぞれ勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、私は、申立期間①当時は健康保険証をもらった覚えがあり、申立期間②及び③では健康保険証を使用した覚えがある。特に、事業所「H」勤務中には病院で治療を受けた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録上に、A 県 B 市内で厚生年金保険の適用事業所となっている「C」又は「D」という名称の事業所は見当たらず、同市内の商業法人登記を確認したが「C」及び「D」の商号を有する事業所は見当たらない。

また、A 県内で、厚生年金保険の適用事業所となっている「C」という読み方の事業所は、申立てに係る事業所とは異なる表記のものが 6 事業所認められ、このうち、申立期間①に厚生年金保険の適用事業所となっていたのは 1 事業所のみであるが、この事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和 40 年 3 月 29 日までの記録を確認。同年 3 月 30 日以降のマイクロフィルム記録の保存は無い。）及びオンライン記録（昭和 40 年 3 月 30 日以降の記録）を確認したところ、整理番号に欠番は無く、旧姓を

含め申立人の記録は確認できない。

一方、厚生年金保険の適用事業所となっている「D」という読み方の事業所は、A県内で1事業所認められるが、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、申立期間①に厚生年金保険の適用事業所となっていた1事業所を除く6事業所のオンライン記録も確認したが、旧姓を含め申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録に「C」及び「D」という名称の事業所は確認できず、申立人から聴取しても、同僚及び事業主の氏名は不明であるため、当時の勤務や保険料控除の実態等について確認できない。

申立期間②について、オンライン記録上に、F市内で厚生年金保険の適用事業所となっている「G」という名称の事業所は見当たらず、同市内の商業法人登記を確認したところ、「G」の商号を有する事業所が1事業所確認できるが、会社成立年月日は、申立期間②より後の平成2年2月13日である。

また、F市内で厚生年金保険の適用事業所となっている「G」という読み方の事業所は、申立てに係る事業所とは異なる表記のものが2事業所認められ、このうち、申立期間②に厚生年金保険の適用事業所となっているものは1事業所であるが、この事業所の被保険者数は1,000人を超えており、従業員数が6人程度であったとする申立人の説明と相違する上、申立期間②当時にこの事業所において被保険者資格を取得した者（昭和40年9月1日から42年10月30日まで）の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、旧姓を含め申立人の記録は確認できない。

さらに、もう一方の事業所は、平成17年に厚生年金保険の適用事業所となっており、オンライン記録に旧姓を含め申立人の記録は確認できない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録に「G」という名称の事業所は確認できず、申立人が記憶している当時50歳ぐらいの同僚も上記2事業所における加入記録は確認できない上、申立人から聴取してもその他の同僚及び事業主の氏名は不明であるため、当時の勤務や保険料控除の実態等について確認できない。

申立期間③について、F市内で、厚生年金保険の適用事業所となっている「H」という読み方の事業所は確認できず、同市内の商業法人登記を確認したが「H」の商号を有する事業所は確認できない。

また、申立人の雇用保険の加入記録に「H」という名称の事業所は確認できず、申立人は、当時の同僚として2人の姓を挙げているが、当該同僚を特定できる情報はほかに無く、また、事業主の氏名は不明であるため、当時の勤務や保険料控除の実態等について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、昭和43年4月から45年2月ま

での期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認でき、同年3月1日から同年5月25日までの期間は別の事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人が事業所「H」に勤務中の昭和42年から45年当時に治療を受けた病院の存否について、関係機関に照会したところ、申立人が挙げた病院名と同名の病院は確認できないとの回答を得ており、I県J市でけがの治療を受けた「K」という名称の病院について、同市に近い順に2病院の医事課にカルテの保存期間を照会したところ、当時の記録は破棄されているため、申立人の治療歴及び健康保険の種別等については確認できない。

このほか、申立人が全ての申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 25 日から 40 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私の夫は、昭和 39 年 9 月 1 日から同年 12 月末日まで A 市に所在する B 社に、40 年 2 月 1 日から同年 4 月末日まで A 市に所在する「C」という名称の事業所に勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、B 社に勤務した期間のうち、昭和 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 25 日から 40 年 1 月 1 日までの期間が未加入とされている上、「C」に勤務した期間の記録が無いことが分かった。

各申立期間について、B 社及び「C」に勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、各申立期間に厚生年金保険の被保険者であった 23 名に照会したところ、12 名から回答があり、そのうち 1 名が「申立人のことを知っている。」としているが、申立人の勤務期間を特定できる回答が得られず、申立人の各申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、A 市に所在する B 社の D 店の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人に係る記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

さらに、上記原票において、各申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、B社は既に解散しており、元代表取締役も死亡していることから、各申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができず、ほかに申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、商業登記簿及びオンライン記録によると、申立人が勤務したとする「C」という名称の事業所は確認できないものの、「C」と類似名称の「E社」に照会したところ、同社は当該期間においてA市に支店を設置し事業を行っていたとしていることから、申立人が当該期間において勤務していたのは同社であったと考えられる。

しかし、E社は、申立人が同社に在籍したとする記録は確認できず、申立期間③当時において同社に在籍していた従業員について、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと回答している。

また、E社では、雇用保険に加入させていない従業員は厚生年金保険にも加入させていないとしているところ、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、E社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立期間③における厚生年金保険の資格取得者を確認したが、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、E社F支社において、申立期間③に厚生年金保険の被保険者であった8名に照会したところ、6名から回答があったが、申立人を知っていると知っている者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年12月28日まで
私は、A社のB事業所にあった施設で、昭和25年4月1日から27年12月28日まで仕事をしていた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、従業員名簿に申立人の氏名は見当たらないとしており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A社の人事担当者は、「当該施設の仕事をしていたのであれば、申立人は、正社員ではなかったと思われる。」とした上で、「当時は、正社員のみ厚生年金保険に加入させていた事業所が多いので、申立人は、当社では加入していなかったものと思われる。」と述べている。

さらに、申立人は、B事業所で一緒に仕事をしていたとする同僚2名の氏名を挙げているが、オンライン記録上で申立期間に確認できるB事業所が所在する地区にあったA社に係る全ての厚生年金保険の適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、当該同僚2名の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 44 年 3 月 15 日まで

私は、中学校を卒業した後、昭和 42 年 3 月から 44 年 7 月まで、A 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、被保険者資格取得日が 44 年 3 月 15 日となっており、申立期間は未加入であるとの回答であった。

申立期間において勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が所持していた A 社の機関誌及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、「私と同じく中学校を卒業して入社した同期の同僚が 2 名いた。」と述べているところ、当該同僚 2 名のうち 1 名の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 44 年 6 月 25 日となっており、申立人に係る被保険者資格取得日と近接している上、ほかの 1 名については厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

また、照会に対して回答があった同僚 8 名のうち 3 名は、入社したとする日よりも 2 年以上遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

これらのことから、当該事業所では、入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが認められる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所も既に解散しているため、当該事業所の社会保険関係書類について確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月11日まで
私は、A社に勤めていた申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に脱退手当金（いわゆる短期脱退手当金）の根拠条文及びその支給記録が確認できるとともに、同台帳に記載されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿にも脱退手当金を支給した旨の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人には、申立期間後の昭和42年3月6日に厚生年金保険に加入するまで公的年金の加入記録が無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。